

令和８年度第２回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和８年７月１３日（月）午後１時３０分～午後３時０４分
場所	もくせい会館３階 ３０１・３０２会議室
委員 出席者	田中 愛誠（会長）、吉野 通正、渡邊 彩、白石 良、板垣 和生、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、佐藤 真史、杉本 芳江、佐々木 克治、大戸 規彰、川口 貴枝、萬沢 明（副会長）、小川 恵子、宮崎 昭夫
事務局 出席者	田村福祉保健部長、井上社会福祉課長、矢ヶ崎障害福祉課長、神田介護福祉課長、大川福祉保健部主幹、金子福祉総務係長、有沼福祉総務係主査、石川福祉総務係主査、大久保福祉総務係主事、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、今瀬高齢者支援係主査、澤井介護保険係長

〔事前配布資料〕

- ・事前資料１－１ 第６期福生市地域福祉計画（令和７年度）進捗及び評価
- ・事前資料１－２ 第６期福生市地域福祉計画（令和７年度）進捗状況調査一覧
- ・事前資料２－１ 第４期福生市バリアフリー推進計画（令和７年度）進捗及び評価
- ・事前資料２－２ 第４期福生市バリアフリー推進計画（令和７年度）進捗状況調査一覧
- ・事前資料３－１ 福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の進捗及び評価（令和７年度）
- ・事前資料３－２ 福生市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画進捗状況調査一覧（令和７年度）
- ・事前資料４－１ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第９期）施策の体系
- ・事前資料４－２ 令和７年度福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第９期）施策評価調査書
- ・事前資料４－３ 福生市介護保険事業計画（第９期）状況一覧
- ・事前資料５ 第７期福生市地域福祉計画 | 進捗状況管理シート
- ・事前資料６ 令和８年度第１回福生市地域福祉推進委員会会議要録

１ 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第２回福生市地域福祉推進委員会を開会します。本日は大変お忙しい中、当委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は福祉保健部長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、波多野委員、田村委員、野村委員が御都合により御欠席される旨、事前に御連絡いただいております。

２ 会長挨拶

～会長から挨拶～

3 議題

(1) 第6期福生市地域福祉計画の進捗状況について

会 長： 議題（1）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 第6期福生市地域福祉計画の進捗状況について、御説明いたします。事前資料の1-1をお願いいたします。

第6期地域福祉計画は、令和2年度に策定し、令和3年度から令和7年度まで5年間を計画期間としており、令和7年度は最終年度となります。

地域福祉計画は

- ・基本目標1 地域活動を支える担い手づくり
- ・基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり
- ・基本目標3 適切な支援につなげる体制づくり

の3つの基本目標と、

- ・福生市成年後見制度利用促進基本計画
- ・福生市再犯防止推進計画

の2つの個別計画から構成されており、全体で155項目の進捗状況の確認を行っています。

令和7年度の地域福祉計画の進捗及び評価でございますが、事前資料1-1の一覧表には、「地域福祉計画」に掲げる3つの基本目標及び2つの個別計画とともに、基本目標ごとの「施策の方向性」を記載しております。「施策の方向性」には、「施策・事業」が設定されております。こちらの表は各「施策・事業」における各担当課の実績の評価をまとめたものになります。

各「施策・事業」の実績に対する評価は、「A」から「D」の4段階に加え、災害等の外的要因により実施できなかったものなどに対して付す「E」の、合計5段階とさせていただきます。

全155項目の評価の内訳でございますが、155件全項目がA評価で、B評価からE評価については0件でございました。

続いて、事前資料1-2をお願いいたします。

左上に「基本目標」、「施策の方向性」を記載しておりまして、一覧表は左側から順に

- ・「通し番号」
- ・基本目標に設定された「施策・事業」
- ・「施策・事業」ごとの具体的な事業・取組の「内容」
- ・事業・取組の「内容」を踏まえた、各所管課の令和7年度の「計画」
- ・「計画」に対する令和7年度の「評価」と「実績」
- ・所管課

を記載しております。

個別の施策・事業ごとの実績につきましては、後ほど御確認いただきたいと存じます。

第6期計画は、令和7年度をもちまして、計画期間が終了となりますので、簡単にはございますが、総括をさせていただきます。

第6期計画のポイントは、地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけ、「福生

市成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を新たに策定し、包含したことでございました。ポイントを中心にお話しさせていただきますと、成年後見制度の利用促進について、成年後見制度の認知度は、令和元年度に実施した障害者生活実態調査では「制度をよく知っている」との回答が 16.6%でしたが、令和 6 年度に実施した第 7 期地域福祉計画策定のための市民調査では、「よく知っている」との回答が 23.6%となり、一定の認知度向上を図ることができました。

また、計画上、検討課題としていた法人後見の実施については、令和 5 年度に法人後見の体制を整備し、受任を開始することができ、大きく前進することができました。制度利用の受け皿を拡充し、成年後見制度の利用促進を着実に進めることができたと考えております。

ただ、制度の認知不足、市民後見人の養成など、継続的な課題もございますので、第 7 期計画に基づき、引き続き取組を進めていきたいと考えております。

再犯防止関係では、計画に基づき、再犯防止の中心となる保護司への活動支援、また、“社会を明るくする運動”の推進など再犯防止への取組を進めることができました。また、“社会を明るくする運動”の更なる推進のため、新たな取組である小・中学生を対象とした作文コンテストの令和 8 年度以降の実施に向けた具体的な検討、調整を令和 7 年度に行うことができました。第 7 期計画においても、引き続き保護司との連携を中心に、関係部署、関係機関とも連携しながら再犯防止の取組を進めていく考えでございます。

全体を通しますと、計画に基づく取組の実施率は、令和 7 年には全て 90%以上となり、また、基本目標 3 に掲げる「適切な支援につなげる体制づくり」では、地域福祉コーディネーターを令和 5 年度に配置し、体制の強化を図ることができました。この 5 年間で着実に計画を進めることができ、地域福祉の推進を図ることができたと考えております。

しかしながら、引き続き地域の担い手不足など様々な課題がございますので、第 7 期計画の計画期間においても、関係部署と連携しながら地域福祉の推進を図っていききたいと思います。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

会 長： 御意見等がありますか。

委 員： 事前資料 1－2 の 9 ページに記載のある、No.1「学校教育における福祉教育」について、令和 7 年度の実績として「総合的な学習の時間や特別活動における体験活動を通して交流促進を行いました」とありますが、どんな学習が行われたか、具体的にありましたら、教えてください。

事務局： 各学校においてそれぞれ内容は違っており、第二小学校では認知症サポーター養成講座を受講していただきました。また、第七小学校では高齢者から昔遊びを教わる時間を設け、第四小学校ではパラスポーツ体験を実施しました。

以上でございます。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： 事前資料 1－2 の 4 ページに記載のある No.4「障害者団体活動への支援」について、令和 7 年度の実績として「市民が活動する障害者団体が効果的な活動をするための助言をする等、支援に努めました」とありますが、具体的にはどのような支援や助言をしたのか、

参考までに教えてください。

事務局： 「障害者団体活動への支援」でございますが、令和7年度は東京都でデフリンピックが行われました。

こちらに関して、東京都のろう者団体や福生市内の団体が協力をいたしまして、「日本国内をキャラバンカーで周る」という事業が実施されました。

キャラバンカーが福生市に到着した際には、機運醸成のために福生市長も参加し、キャラバンカー活動を盛り上げるため、障害者団体と協働をしながら、事業を実施いたしました。

以上でございます。

会 長： 各施策の目標に対する評価の方法についてですが、「何回やります」や、「何回以上を目指します」と書いてあるもの等、定量的な目標については、評価の実施率の根拠がよくわかりますが、例えば「支援を行います」等、定性的な目標が定められている施策についてはどのように実施率を判断しているのか、わかる範囲で可能なので教えてください。

事務局： 計画設定時に想定していたものができたかできないかという観点で、できた場合は90%以上の実施率というような判断をさせていただいております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（２） 第４期福生市バリアフリー推進計画の進捗状況について

会 長： 議題（２）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、第４期福生市バリアフリー推進計画の進捗状況について、御説明いたします。

第４期福生市バリアフリー推進計画は、先ほどの地域福祉計画同様、令和２年度に策定し、令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間としており、令和７年度は最終年度となります。

事前資料２－１をお願いいたします。

事前資料２－１の一覧表には、第４期福生市バリアフリー推進計画に掲げる３つの基本目標とともに、基本目標ごとに複数の「分野」を記載しております。また、「分野」の列の右隣の列が、分野ごとの「主要施策」となっております。

第４期福生市バリアフリー推進計画では、第３章「計画の基本的考え方」にて３つの基本目標を掲げ、第４章「分野別推進計画」では、これらの基本目標を８つの分野に細分化し、分野ごとに「主要施策」を設定しております。また、「主要施策」をさらに細分化した「項目」と、項目ごとに所管課を設定させていただいております。

評価につきましては、先ほどの地域福祉計画と同様に「Ａ」から「Ｅ」の５段階としております。

全 267 項目の評価の内訳でございますが、一覧表の下部に記載をしております、「Ａ評価」が 250 件、「Ｂ評価」が 2 件、「Ｃ評価」、「Ｄ評価」はそれぞれ 0 件で、「Ｅ評価」は 15 件でした。なお、基本目標ごとの評価の内訳も集計しております、一覧表の「基本目標」が書かれた列に記載されたとおりの件数でございます。

「対象事業なし」の「E 評価」の補足説明になりますが、基本目標 1 に係る主要施策では主にハード面の整備の項目が設定されておりまして、改修計画や予算化の状況によっては「対象事業なし」となることから、「E 評価」は 15 件となっております。

続きまして、事前資料 2－2 をお願いいたします。

各ページの左上箇所に「基本目標」、「分野」及び「主要施策」を記載しておりまして、一覧表は左側から順に

- ・「通し番号」
- ・各主要施策に設定された「項目」
- ・項目ごとの具体的な取組の「内容」
- ・取組の「内容」を踏まえた令和 7 年度の「計画」
- ・「計画」に対する令和 7 年度の「評価」と「実績」
- ・所管課

を記載しております。

時間の都合上、個別の項目の説明は省略させていただきますが、何点か触れさせていただきます。

基本目標 3 「情報のバリアフリー」の中で、令和 6 年度から実績が伸びた項目について紹介させていただきます。

51 ページを御覧ください。No. 4 「ホームページのバリアフリー化等」、所管課が秘書広報課の内容でございます。多言語翻訳：6,577 アクセス、やさしい日本語翻訳：51,943 アクセスとなっており、令和 6 年度が多言語翻訳：3,540 アクセス、やさしい日本語翻訳：19,081 アクセスと比較し、多言語翻訳は 1.86 倍、やさしい日本語翻訳は 2.72 倍の件数増となっており、毎年増加し続けており、情報提供体制の整備が進み続けていると言える事例でございます。

また、令和 7 年度にはバリアフリー推進のための工事への着手等が何件か見られました。部署及び目標が複数に跨るため、一括して一部御紹介いたします。

- ・にっとぱーくふっさにインクルーシブ遊具を 4 基設置
- ・熊川駅ではエレベーター工事、公衆便所の工事に着手。
- ・武蔵野台テニスコート管理棟改修工事では、スロープ整備、建物入口の段差解消、手すり設置、トイレのバリアフリー整備、出入口に自動ドア設置、おむつ替えの場所設置などが行われました。

・福生第四小学校バリアフリー化工事では、トイレのバリアフリー整備が行われました。四小については、出入り口のバリアフリー工事を今年度の 8 月に実施予定との回答をいただいております。

以上が、令和 7 年度に着手した主な工事等で、市内の様々な施設においてバリアフリーが推進されたと考えております。その他、個別の施策・事業ごとの実績につきましては、後ほど御確認いただきたいと存じます。

第 4 期バリアフリー推進計画につきましても、令和 7 年度をもちまして、計画期間が終了となりますので、簡単ではございますが、総括をさせていただきます。

第 4 期計画のポイントは、施設関係のバリアフリーの取組の主体について、工事所管

部署のほか、施設管理所管部署についても取組の主体として追加したことでございます。

このことにより、各施設の具体的な工事がなくとも、バリアフリーの視点を持ち、日々の点検、維持管理を行うことの意識が根付いたと考えており、大きな意義があったと考えております。

また、3つの基本目標である、「施設等のバリアフリー」、「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」の取組についても令和7年度では概ね90%以上の実施率となり、5年間の計画期間において、バリアフリーの推進が図られたものと考えております。

バリアフリー推進計画について、令和8年度からは、3つの基本目標の考え方を踏襲しつつ、地域共生社会の実現に向けた取組を一体的に推進するため、第7期地域福祉計画に包含しております。引き続き、関係部署と連携しながらバリアフリーの推進を図っていきたいと考えております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

会 長： 御意見等がありますか。

委 員： バリアフリー化工事への着手について紹介がありましたが、熊川駅のエレベーター設置工事が始まるのでしょうか。

東福生駅もエレベーターの設置工事が始まると前から言われておりましたが、なかなかその兆候が見られないように感じています。管轄が JR なのかと思っておりましたが、今熊川駅のお話がありましたので、市の管轄なのでしょうか。

東福生駅の工事については紹介がありませんでしたが、何か動きがあるのか、御存知であれば、わかる範囲で教えてください。

事務局： 駅のバリアフリー化工事は JR が施工しなければいけないこととなっており、市から JR 東日本に「工事を委託する」という形を取っております。

東福生駅については、設計が概ね完了し、今年度中に JR 東日本と協定を結び、来年度以降工事に入る予定でございます。

熊川駅については、基本設計は終了していますが、これから実際の工事内容を設計していくという段階でございます。また、熊川駅に設置する予定のエレベーターについては、地面からホームまでの高さが非常に低いことから、特別な仕様のものを予定しており、工事への着手から完成までに2年ほどかかることが想定されています。

熊川駅は来年度には、実際の工事内容の設計に入ることができると考えておりますが、東福生駅と熊川駅のいずれにおいても、福生市が直接工事業者に工事を発注するのではなく、市が JR 東日本に委託し、JR 東日本が自社で工事内容を設計し、業者に発注するという段階を踏むこともあり、長いスケジュールで取り組む事業となっております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： 事前資料2-2の42ページに記載のあるNo.3「トイレの整備」について、内容が「だれでもトイレを設置するなど、高齢者や障害のある人、乳幼児を連れた人の利用に支障がないトイレの整備に努めます」となっておりますが、例えば中央公園のだれでもトイレについては、広く作られてはいるのですが、ベビーベッドが付いていなかったり、現状オストメイトにも対応しておりません。

令和7年度については「設置予定はありません」となっておりますが、今後、先ほ

ど申し上げたような機能の設置予定はあるのか、教えてください。

事務局： 市内には約 74 ヶ所の公園があり、計画的に市内の公園の改修を進めていくため、トイレだけでなく、遊具も含めて、公園の改修は順番に行っております。

にとっぱくふっさについては、企業に御協力いただいてインクルーシブ遊具の設置をしましたが、トイレの改修につきましては令和 7 年度は該当の順番ではなかったため、「設置予定なし」となっております。

今後、順番が回ってきた際には、いずれの公園においても、バリアフリーに対応したトイレの設置がされると思います。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： トイレの改修についてですが、私達視覚障害者の場合、流すボタンやレバーの、位置や形がバラバラだと流すことが非常に難しいです。できるならば、市内の公共施設のだれでもトイレについては、一律で同じ位置に、同じ形のもので作っていただけるとすごく助かりますので、御検討をお願いいたします。

事務局： 実際に設置する際に配慮されるよう、今いただいた御意見は担当部署に伝えさせていただきます。貴重な御意見ありがとうございます。

会 長： B 評価の 2 件について、事前資料 2－2 の 2 ページに記載のある No. 4「バスの停留所の整備」については、「実施ができなかった」とのことなので B 評価が妥当だと思いますが、43 ページに記載のある No. 6「公園ボランティア制度の実施」については、A 評価でも良いのではないかと思います。B 評価にした理由がわかれば、教えてください。

事務局： 市内には約 74 ヶ所の公園がございますので、担当課としては、全体の公園数からすると A 評価をつける数ではないという判断から、B 評価にしたのだと理解しております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（３） 福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の進捗状況について

会 長： 議題（３）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、事務局より福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の令和 7 年度の進捗状況について、御説明いたします。

資料 3－1 を御覧ください。

令和 7 年度は、本計画（令和 6～8 年度）の 2 年目となります。評価項目は 104 項目ございます。また、評価につきましては、実施率が 90%以上を「A」、50%以上 90%未満を「B」、50%未満を「C」、未実施を「D」、やむを得ない要因や事業の見直しにより廃止したものを「E」としております。

全体では、A 評価が 89 項目（85.6%）、B 評価が 11 項目（10.6%）、C 評価が 2 項目（1.9%）、D 評価及び E 評価が各 1 項目（各 1.0%）でした。

時間の関係もございますことから、主に実施率 90%未満の B 以下の評価となった事業について、資料 3－2 を基に、その理由等を御説明いたします。

まず、4 ページを御覧ください。3「障害福祉サービスの充実」は、B 評価が 3 項目となっております。

各サービスともに、障害者が自立した生活が送れるよう、必要に応じた適切なサービス提供に努めましたが、No.2「重度身体障害児入浴サービスの実施」は、利用申込みがなかったため、B評価となっております。

No.6「短期入所サービスの実施」につきましては、利用日数、利用者数ともに計画値を下回ったため、B評価となりました。

No.8「デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援」は、東京都が主催する視覚障害者向けスマートフォン教室ですが、令和7年度は申込みがなかったことから、実施に至りませんでした。

次に5ページを御覧ください。4「意思疎通支援の充実」は、B評価が1項目、C評価が1項目となっております。

No.1「手話通訳者の派遣」及びNo.2「手話通訳者の養成」につきましては、計画値より利用者数、参加者数が少なかったため、C並びにB評価となりました。

次に16ページを御覧ください。3「外出支援施策の推進」は、B評価が1項目、C評価が1項目となっております。

いずれの事業も継続して実施し、適正な支援に努めましたが、No.1「自動車運転教習費の助成」は、利用申込みがなかったため、B評価となっております。

また、No.9「移送サービス事業の実施」につきましては、令和6年度をもって福生市社会福祉協議会が移送サービス事業より撤退したため、令和7年度及び8年度は「廃止」ということでE評価となっております。

次に17ページを御覧ください。4「就労の支援・促進」は、D評価が1項目となっております。

No.6「職場体験実習の実施」は、就労支援事業所との連携により、障害者の職場体験実習を市役所で行う事業でしたが、事業が長期間中断したため、事業実施の手順等を関係機関と再構築する必要があったことから、D評価となりました。

次に18ページを御覧ください。第4節「障害のある人の地域生活の基盤づくり」についてでございます。

1「日中活動の場の確保」は、B評価が1項目となりました。

次に20ページを御覧ください。3「保健・医療サービスの充実」は、B評価が2項目となっております。各種医療費助成を行うとともに、相談支援等により保健・医療サービスの充実を図りました。

No.3「自立支援医療（育成医療）の支給」、No.4「小児精神障害者入院医療費助成」につきましては、利用者がいなかったため、B評価となっております。

最後に21ページを御覧ください。4「地域移行・地域定着の支援と促進」は、B評価が3項目となっております。

地域での安定した生活を支援すべく各種支援体制を確保しましたが、No.2「地域移行の支援」、No.3「地域定着の支援」及びNo.4「自立生活援助の実施」は、利用申込みがなかったため、B評価となっております。

説明は以上でございます。

会 長： 御意見等がありますか。

委員： 事前資料 3－2 の 20 ページに記載のある No. 3「自立支援医療の支給」と、21 ページに記載のある No. 2「地域移行の支援」、No. 3「地域定着の支援」の B 評価について、利用がなかったから B 評価ということでしたが、利用に至らなかった相談や申込みも一切なかったということなのでしょうか。

事務局： 自立支援医療（育成医療）と小児精神障害者入院医療費助成に関しては、支給の有無で判断をしておりますので、事前の相談については把握しておりません。

地域移行の支援、地域定着の支援、及び自立生活援助実施（一般相談支援）に関しましても、事業所が事業として支援を行って初めてカウントいたしますので、そこに至るまでに相談があったかどうかについては、我々ではアンテナを張っておらず、把握しておりません。

会長： その他、御意見等がありますか。

委員： 素朴な疑問なのですが、制度があるにも関わらず、実施実績がないから評価が B という判断は適切なのでしょうか。制度があるのであれば、そのことは評価されるべきだと思いますし、実施したかどうかだけで判断するのは少し残念な印象を受けます。

ただ、制度があることについて十分に周知がされてるかどうかという側面も、評価をする上で気になります。

事務局： 「事業を実施する体制を維持している」ということは、一つの評価基準といたしております。

障害福祉のサービスは、利用の多いサービスもあれば、複数年に 1 件使用申請があるかどうかというような小規模なものもございます。

費用対効果等を考えますと、複数年に 1 件申請があるかどうかのサービス事業を維持すべきかというところも懸念点になるかとは思いますが、必要としている方に、必要としているときにサービスを提供できる体制を確保することも、我々の務めであると考えておりますので、B 評価といたしております。

また、周知に関しましては、定期的に市の広報やホームページに掲載しておりますが、市内の事業所にも改めて周知を行い、市からの発信だけではなく、市内の社会資源である障害福祉の事業所などからも紹介していただけるような形を今後とっていければ、より一層、サービスを必要としている市民の方へ届く可能性が高くなると思いますので、以後、検討してまいります。

以上でございます。

会長： その他、御意見等がありますか。

委員： 今あった意見と繋がりますが、評価項目が 5 段階あり、「実施がなかったため B 評価にする」とすると、そもそもの B 評価の意味が変わってしまうのではないのでしょうか。

「50%以上 90%未満の実施率のものを B 評価にする」と決めているのであれば、「準備していたが、ニーズがなかったため B 評価にする」というのは適切ではないと思います。

民間ではないので、ニーズがあまりないとしても用意をするということはとても重要なことだと思います。ですが、現状のような評価の付け方をしていると、後で見返したときに、B 評価の意味が別のものになってしまう可能性があると思います。

ニーズがあまりないとして、制度を整え、準備がしっかりとされているのであれば、そのことを評価できるような項目を別で作った方が、より実態に即していると思います。

事務局： 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

前回の委員会でも御案内した通りですが、現在、次期計画の策定を始めたところですので、今いただいた御意見も踏まえ、評価軸の見直しもさせていただきます。

会 長： 体制が必要なものは実施がなくても評価するべきだと思いますし、事業があり、ニーズがあるにも関わらず使われていないものについては、評価軸がまた変わってくると思います。そういった部分を種別していただき、評価基準を設定していただけると、より理解されやすいものになるかと思います。よろしくお願いいたします。

その他、御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（４） 福生市高齢者福祉計画・福生市介護保険事業計画（第９期）の進捗状況について

会 長： 議題（４）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第９期）の令和７年度の進捗状況について御説明いたします。

はじめに資料４－１を御覧ください。

高齢者福祉計画と介護保険事業計画の第９期の施策の体系図です。これらの計画は、３年を１期として策定しており、令和７年度は、計画期間を令和６年度から令和８年度までとする第９期計画の２年目でございました。

それぞれの内容ですが、高齢者福祉計画では、日常生活を営むのに支障がある高齢者の数や状況を把握するよう努めるとともに、老人福祉サービス等各事業の量的目標や数量確保のための方策について定めることとしています。

介護保険事業計画では、介護給付等サービスの提供施設の整備状況や必要利用定員総数、種類ごとの見込数量をはじめ、介護予防サービスを含む地域支援事業の見込み数量、介護予防、給付の適正化等に関する事項を定めることとしています。

進捗状況は、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第９期）」の第１章施策の体系から、基本理念や基本目標等に基づき、方向性ごとに具体的な指標と目標を定め評価することとしております。

続きまして、資料４－２を御覧ください。

資料４－２は令和７年度福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第９期）施策評価調書です。

この表では、資料４－１でお示した計画全体の基本方針及び施策の方向性ごとの指標に対する評価を記載しております。

指標に対する数値的な進捗状況では、目標が計画値に達した事業が 11 指標中 8 事業、達しなかった事業が 3 事業でした。

実績値が計画値に達しなかった事業について、御説明いたします。

はじめに、(ア)「老人クラブ会員数」につきましては、年々減少の一途を辿っております。

以前と違い、デジタル機器の発展に伴い、必ずしも地域と関わらないと孤立化してしまう、という状況も少なくなり、地域との関係性が高齢者だけでなく全年齢層で希薄化していることや、老人クラブは町会と密接な関係にあります。町会加入率の減少も少なからず老人クラブの会員減少に影響を与えておりますことから、会員数を増やすのがなかなか難しいというのが実情です。

しかしながら公園清掃ボランティア活動や健康増進活動等、老人クラブが地域に果たす役割は今も昔も変わらずに重要であることから、担当課としては今後も支援を継続していきたいと考えております。

次に、(オ)「総合相談・支援事業の対応件数」でございますが、計画値 12,000 件に対し、実績値 9,489 件で、79.1%の達成でした。減の理由といたしまして、昨年度まで総合相談件数に含めてカウントしていた介護予防教室の受付について、カウントに含めないよう運用方法を変更したことによるものでございます。

最後でございますが、(ケ)「高齢者見守りキーホルダー・アイロンシールの登録者数」でございます。高齢者等で外出に不安のある方や認知症の心配がある方を対象に、登録番号や連絡先の入ったキーホルダーとアイロンシールを交付しておりまして、基本的に 65 歳以上の方であればどなたでも申請ができる、高齢者向けサービスとして、多くの方に御利用いただいております。

目標値には届きませんでしたが、令和 7 年度も多くの方に申請をいただいております。認知症状が懸念される方や御家族様からなど、外出に不安を感じる高齢者のニーズが高い事業であると感じております。

引き続き高齢化率の上昇により、需要が高まることが想定されることから、今後も PR に努め、より多くの方に御利用いただきたいと考えております。

以上、目標値を下回った 3 事業において、かいつまんで御説明しましたが、老人クラブ会員数は達成率 92.9%、総合相談・支援事業の対応件数は達成率 79.1%、高齢者見守りキーホルダー・アイロンシールの登録者数は 82.7%と高い水準は維持できており、おおむね順調に進んでおります。

令和 8 年度も各事業の改善及び充実に図りながら、基本理念の実現に向けて取り組んでまいります。

資料 4－3 を御覧ください。

1 ページ目は、高齢者人口の推移でございます。高齢者人口は、第 9 期計画中間年度である令和 7 年度については、令和 6 年度と比較し 85 人増、計画値も上回り、15,687 人、高齢化率は、27.55%でございました。

2 ページ目は、要介護（要支援）認定者数の推移でございます。令和 7 年度末の認定者数は、2,763 人で、計画値は下回りましたが、令和 6 年度実績と比較しまして、56 人増加しております。

介護度別の内訳といたしまして、令和 6 年度実績との比較では、特に要介護 3 の認定者数が 41 人、要介護 4 が 48 人、それぞれ増加しております。

3 ページ目を御覧ください。この表は所得段階別の被保険者数で、平成 30 年度からの推移を表示しております。市では、国の標準段階設定の見直しを踏まえるとともに、

負担能力に応じた多段階化の設定を行い、第9期の所得段階は、18段階に設定しております。

4 ページ目を御覧ください。介護サービスの利用者数を、介護度別、サービス種別ごとに集計した資料でございます。

令和7年度の地域密着型サービスの利用者数は令和6年度と比較しますと横ばいですが、居宅介護サービス利用者は1,641人、令和6年度と比較し40人の増、令和7年度の施設サービス利用者数は561人、令和6年度と比較し36人の増となり、利用者数の上向きが見られます。

5 ページ目を御覧ください。居宅介護給付サービスの利用者延べ人数の状況でございます。

特徴的な傾向といたしまして、令和7年度につきましても令和6年度と同様、要支援者が利用する予防給付において、多くのサービスが前年度の実績を上回っており、要介護者が利用する給付においては微増、又は減少している項目が多くなっております。

6 ページ目を御覧ください。こちらの表は、介護保険3施設の要介護度別入所者数（延べ人数）の推移で、審査支払件数により集計しています。全体の延べ受給者数は6,452人で、昨年度と比較し、53人減少しております。表を見ていただきますと、要介護1、要介護2、要介護4について、減少していることがわかります。

次に、下段の認知症者の割合ですが、各年度の要介護認定申請件数に対する割合で令和7年度は、55.3%となっております。

令和6年度と比較して、0.4ポイント増と、ほぼ横ばい、要介護度区分が重度の方ほど、認知症者割合も高くなる傾向にあります。

7 ページ目を御覧ください。こちらの表は介護給付費の計画及び給付の状況でございます。令和7年度の介護給付費の実績は、42億1,156万8,278円でございます。

令和6年度の実績は41億4,995万7,269円で、前年度比、6,161万1,009円、約1.5%の増でした。

前回、令和6年度実績の際は、令和5年度実績と比較し約5,360万円の増でしたので、給付額の伸び率の鈍化傾向は続いてはありますが、若干の上向きが見られます。これは、要因の1つとして、サービス利用が増えてくる中程度以上の要介護者人数の増加が影響していると考えられます。

次に、介護予防給付費の令和7年度実績は、1億1,018万7,262円で、前年度比、2,239万1,414円、25.5%の増でした。

令和3年度からの比較では、令和5年度まで続いていた減額傾向が、令和6年度より大きく増額となっており、令和7年度につきましても、同様に増加傾向となっております。

介護予防サービスにおいて、いずれかに特化しているということではなく、どのサービスもほぼ増額であったことが反映されています。

最後に、縦軸の表の最下段、4の総事業費は給付費全体の状況です。令和7年度は、前年度比、約2,786万円の増、計画に対する到達率は86.3%となっており、概ね健全な運営ができたと考えております。

給付費の増加については、昨年度と同様に鈍化が続いておりますが、その中でも若干の上昇傾向が見られます。これは、高齢者数が上向いてきたことに加え、そこに占める、サービス利用が増えてくる中程度以上の要介護者人数の増加が、要因の1つとして考えられます。

令和8年度も、引き続き適正な認定と給付に努めていきたいと考えております。

説明は以上です。

会 長： 御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（５） 第7期福生市地域福祉計画進捗状況の管理について

会 長： 議題（５）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、第7期福生市地域福祉計画進捗状況の管理について、御説明いたします。

第7期福生市地域福祉計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、新たに、バリアフリー推進計画と重層的支援体制整備事業実施計画を包含する計画として、令和8年3月に策定いたしました。昨年度、第7期計画策定に当たりましては、地域福祉推進委員会委員の皆様には、御協力をいただきまして、ありがとうございました。

本議題では、第7期計画を進めるに当たり、第7期計画の進捗状況の管理について、説明させていただきます。

前期までの地域福祉計画及びバリアフリー推進計画の進捗状況の管理については、先ほどの議題で説明しましたとおり、計画内の「主な施策」の具体的な取組1件ごとに実績を点検・評価しておりまして、この方法は、個々の取組の状況を細かに把握・点検できるというメリットがある一方で、計画に掲げる目標の達成状況の評価としてはわかりづらいという課題がございました。また、地域福祉の推進という計画の性質上、取組の目標も定性的にならざるを得ないものが多く、評価が難しいという課題もありました。

このような状況や、各課における具体的な取組については、各課において各個別計画等に基づき適切に点検・評価されていること、また、国発出の地域福祉計画策定ガイドラインでは、可能な限り数値目標を示すことが望ましいとされていることから、第7期計画では、基本目標に掲げる施策の方向性ごとに、具体的な取組を選定し、達成状況を測るための「指標」、また、計画期間終了までに達成すべき数値を「目標値」として設定し、その指標に係る取組を中心に進捗管理、及び評価をすることといたしました。

事前資料5をお願いいたします。

第7期福生市地域福祉計画進捗状況の管理については、こちらの進捗状況管理シートにより、行いたいと考えております。

こちらの進捗管理シートは、左から順に

- ・基本目標
- ・基本目標ごとに設定されている「施策の方向性」
- ・指標と目標値が記載されている計画の「ページ」
- ・指標と目標値に挙げられている施策の「所管部署」

- ・施策の方向性ごとの「指標」
- ・指標の「単位」
- ・「現状値」

こちらの現状値は、計画策定中で把握できた直近の令和6年度の数値となっています。

- ・「各年度の実績値」と続きまして、
 - ・最終的な「目標値」となっており、
 - ・その横「進捗度」は毎年の実績値に応じて、目標値に対する進捗度が更新されます。
- 一番右側には、
- ・その年度に実施した「取組状況」
 - ・その取組状況等に応じて翌年以降の「展開」

となっております。

この、計20個の指標について、毎年度、4月～5月にかけて、所管部署に対して調査をし、前年度の実績値及び取組状況を報告してもらい、加えて、その年以降に予定している取組等の展開を回答してもらうことで、計画の進捗状況を管理しようとするものでございます。

こちらの進捗状況管理シートの内容は、毎年、地域福祉推進委員会に報告、その後、HPで公開し、周知していきたいと考えております。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

会 長： 第7期計画はこちらの進捗状況管理シートを中心にベンチマークをしていくということによろしいですか。先ほどの令和7年度の進捗状況報告にあったような定性的な部分は各担当課で評価を行った後、こちらの委員会では諮られないという整理で合っていますか。

事務局： 本委員会では、基本的に事前資料5の進捗状況管理シートにある内容のみを報告させていただきたいと考えております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： 指標の中に、今年から実施することになった“社会を明るくする運動”の作文に関する施策が入っておりますが、学校数で管理するのでしょうか。学校数での管理ですと、1名分だけでも提出があったら1校としてカウントされると思いますので、作品数等、違った指標での管理の方が適切だと感じますが、いかがでしょうか。

事務局： こちらの指標、単位につきましては、第7期計画で既に策定されているものになりますので、今の段階での修正は難しいと考えております。

“社会を明るくする運動”の作文コンテストに関しては、まだ実施したことがない事業になりますので、作品数を追うのではなく、まずは市内小中学校10校での実施を目指したいということで、学校数を指標の単位としております。

また、次期計画策定時には現行計画の実施状況を踏まえ、施策や目標値、指標を検討しますので、今よりも踏み込んだ目標を設定していくこともできると考えております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： 基本目標1（2）NP0・ボランティア活動等の支援の中の「民生委員・児童委員の定数に対する充足率」について、現状値が84.6%、目標値は100%となっております。

民生委員・児童委員の推薦に当たって重要になってくるのが町会・自治会の存在ですが、町会・自治会についても加入率が減少しておりますので、町会・自治会の加入率が増えないことには、民生委員・児童委員の充足率も思うように増えていかないと考えております。

ただ数字を追うのではなく、原因の部分に目を向けて対策する必要があると思います。町会・自治会の加入率に関する目標がありません。地域の力を強めるために、町会・自治会の加入率についても、目標として設定されるべきだと思います。

事務局： 町会・自治会について、地域福祉の観点から非常に重要な団体だと認識しておりますが、地域福祉計画は福祉分野の上位計画であることから、その加入率というのは目標に含めておりません。

「民生委員・児童委員の定数に対する充足率 100%」という目標値に向かって動いていく際には、町会・自治会等、地域の団体と連携してアプローチをしていく必要があると認識しておりますので、今後、具体的な取組について検討していきたいと考えております。

会 長： その他、御意見等がありますか。

委 員： 今、国から成年後見制度の見直しや、社会福祉法の改正など、新たな福祉施策が提案されております。その中でも今協議されているものに、身寄りのない高齢者支援の新事業創設、人材不足への対応と資格制度の見直し、介護あるいは福祉サービスの経営基盤の強化というのがあります。

第7期計画の基本目標の中で、それらについて権利を守るための支援としていくつか触れられており、成年後見福生センターの相談延べ件数についても目標として掲げられておりますが、第7期計画の計画期間中に社会福祉法等の改正が行われ、新しい法律が施行された場合、今挙げている進捗状況について、どのように管理しながら見直していくのか、考えがありましたら、教えてください。

事務局： 指標に掲げているものについては、件数が増加、又は減少したときには、変動の要因について分析を行います。

成年後見制度に関して言いますと、社会福祉法の改正等が行われた場合には、件数にも影響があると思いますので、件数に対する分析も踏まえて、実際の取組に反映させることができると考えております。

委 員： 制度改正が身近に迫っており、特に国は身寄りのない方への支援として新事業を創設するということを提案しておりますので、新たな事業が創設されたときに福生市としてどのように対応するのか、今も少ない人材で対応している事業についてどのようにサービスを充実させていくのかというのが課題になってくると思いますので、状況に応じた検討を適宜していただきたいです。

事務局： 補足説明をさせていただきます。

本委員会としての地域福祉計画に対する評価は、進捗状況管理シートに記載のある指標を用いるということになりますが、ここに挙げている指標は、あくまでも地域福祉計画という大きな目標を達成するための「代表的な指標の一つ」であり、市の業務自体は、この下にかかなり多くの事業がございまして、それについては全て、「事業評価」という形で1件1件、毎年度評価をしております。

今委員からお話があったように、社会状況によって新たな事業を作る場合ももちろんございます。そういったものについては、毎年度 PDCA サイクルの中で全ての事業を評価しておりますので、事業量が増えれば、事業費あるいは人員も増やすという形で対応しております。また、費用対効果についても考慮し、役割を終えたと考えらえる事業については廃止することもございます。

そういった形で、この進捗状況管理シートには載っていない事業 1 つ 1 つについても毎年度評価、点検を行っておりますので、補足させていただきます。

会 長： ここに載っていない、定性的な部分や、数値的な目標の管理について、毎年度の事業評価の中で行政内部的に内容は担保されるため、本委員会ではこの代表値について審議を行う形で、整理させていただきます。

その他、御意見等がありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。事務局にお返しします。

事務局： 様々な貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

御指摘いただいたことは、それぞれ担当課に伝えさせていただきます。

また、先ほど委員から御指摘のあった評価方法についても、随時見直していきたいと考えております。

福祉の分野では定性的な評価をせざるを得ないもののがかなりあり、適切な評価、進捗状況の管理が非常に難しく、地域福祉計画については、定量的に評価できる代表的なものに絞って管理していくこととし、前期計画では 155 件評価していたものが、現行計画では 20 件と、激減しています。

また、今年度は高齢者計画、及び障害者計画の改定を控えておりますので、いただいた御意見を踏まえながら、評価方法につきましても検討してまいります。

1 つ 1 つの小さな事業については、先ほど申し述べさせていただきましたとおり、毎年度事業評価を行い、随時適切に管理を行っております。

次回以降、今年度策定の障害者計画、高齢者福祉計画について、御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 その他

(1) 令和 8 年度第 1 回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局： 事前資料 6 の「令和 8 年度第 1 回福生市地域福祉推進委員会会議要録」を御確認ください。こちらは前回の 5 月 28 日（木）に開催しました、第 1 回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。

おおむね 7 月 21 日頃に福生市ホームページにおいての公開を予定しておりますので、お気づきの点等ありましたら、後日でも構いませんので御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(2) 令和 8 年度第 3 回福生市地域福祉推進委員会の開催について

事務局： 第 3 回福生市地域福祉推進委員会は、令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 1 時 30 分から、会場はこちら、もくせい会館 3 階 301・302 会議室を予定しています。皆様の机上に通知を御用意いたしましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

5 閉会

事務局： 以上で終了します。ありがとうございました。

(午後 3 時 04 分 閉会)